

電気通信大学レーザー新世代研究センター共同研究員取扱細則

平成11年 4月 1日

改正

平成16年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成28年 3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学レーザー新世代研究センター規程第7条第3項の規定に基づき、電気通信大学レーザー新世代研究センター（以下「センター」という。）の学内共同研究員及び学外共同研究員（以下「共同研究員」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究員)

第2条 共同研究員は、大学及びその他研究機関の研究者又はこれと同等の能力を有する者とする。

(委嘱)

第3条 共同研究員は、電気通信大学レーザー新世代研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 共同研究員の委嘱期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(施設等の利用)

第5条 共同研究員は、センター長の許可を得て、共同研究のために必要なセンターの施設、設備等を利用することができる。

2 センター以外の施設、設備等の利用については、それぞれ当該施設、設備等の定めるところによる。

(旅費の支給)

第6条 学外共同研究員には、旅費を支給することができる。

(研究報告)

第7条 共同研究員は、共同研究終了後、速やかにその研究状況及び成果を記載した報告書を、センター長へ提出しなければならない。

2 共同研究員が、共同研究の成果を公表するときは、センターにおける共同研究であることを明示しなければならない。

(届出)

第8条 共同研究員は、次の各号の一に該当するときは、速やかにセンター長へ届け出なければならない。

(1) 共同研究を終了したとき。

(2) 病気その他の理由により共同研究を中止したとき。

(3) 所属又は身分上に変更のあったとき。

(規則等の遵守)

第9条 学外共同研究員は、共同研究を行うに当たっては、電気通信大学の規則等を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、共同研究員について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。